

議案第 28 号

小城市立保育園民営化評価委員会設置要綱の一部を改正する
告示について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 29 年 1 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

「適正配置を踏まえた公立保育園・幼稚園の整備に関する方針」（平成 25 年 3 月策定）に基づき策定した小城市立保育園・幼稚園民営化ガイドライン（平成 26 年 8 月策定）に規定し、幼稚園を加えるとともに題名を「小城市立保育園・幼稚園民営化評価委員会」に変更する。

小城市教育委員会告示第 号

小城市立保育園民営化評価委員会設置要綱の一部を改正する告示

小城市立保育園民営化評価委員会設置要綱（平成 24 年小城市教育委員会告示第 10 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小城市立幼稚園・保育園民営化評価委員会設置要綱

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 「適正配置を踏まえた公立保育園・幼稚園の整備に関する方針」（平成 25 年 3 月策定）に基づき策定した小城市立保育園・幼稚園民営化ガイドライン（平成 26 年 8 月策定）に規定する小城市立幼稚園及び保育園の民営化後の園の評価と評価について情報公開するにあたり、第三者の視点や学識経験者等の意見を求めるため、小城市立保育園・幼稚園民営化評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

第 7 条中「こども課」を「保育幼稚園課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小城市立保育園民営化評価委員会設置要綱(平成24年小城市教育委員会告示第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○<u>小城市立保育園民営化評価委員会設置要綱</u></p> <p>平成24年6月28日 教育委員会告示第10号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>小城市幼児教育振興計画(平成20年10月策定)に基づき策定した小城市立保育園民営化ガイドライン(平成20年12月策定)に規定する小城市立保育園民営化後の園の評価と評価について情報公開するにあたり、第三者の視点や学識経験者等の意見を求めるため、小城市立保育園民営化評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。</u></p> <p>第2条～第6条 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会 <u>こども課</u> において処理する。</p> <p>第8条 略</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、公布の日から施行する。</p>	<p>○<u>小城市立保育園・幼稚園民営化評価委員会設置要綱</u></p> <p>平成24年6月28日 教育委員会告示第10号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>「適正配置を踏まえた公立保育園・幼稚園の整備に関する方針」(平成25年3月策定)に基づき策定した小城市立保育園・幼稚園民営化ガイドライン(平成26年8月策定)に規定する小城市立幼稚園及び保育園の民営化後の園の評価と評価について情報公開するにあたり、第三者の視点や学識経験者等の意見を求めるため、小城市立保育園・幼稚園民営化評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。</u></p> <p>第2条～第6条 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会 <u>保育幼稚園課</u> において処理する。</p> <p>第8条 略</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、公布の日から施行する。</p>